

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成26年10月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊩ 修正前の課税額	㊪ 修正申告額	㊫ 修正する額(㊪-㊩)
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表㉔)	①					
	の価額	その他の人(第1表㉑+第1表㉒)	②					
		債務及び葬式費用の金額(第1表㉓)	③					
	の計算	純資産価額(㉑-㉓)又は(㉒-㉓)(赤字のときは0)	④					
		純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㉕)	⑤					
		課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㉑)	⑦	/	/	/	/	/	
	あん分割合(各人の⑧/A)	⑧						
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩	/	/	/	/	/
		農業投資価格超過額(第12表㉖)	⑪	円	円	円	円	円
各人へのあん分割(⑩×各人の⑧÷⑨)	⑫							
各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬							

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊩ 修正前の課税額	㊪ 修正申告額	㊫ 修正する額(㊪-㊩)
納税猶予税額の計算上の税額控除の額	納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑨の金額)	①						
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の⑨の金額)	②						
	税額控除額の計(上の表の各農業相続人の⑨+②)の金額	③						
	上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㉑×上の表の各農業相続人の⑨の金額)	⑤						
	(③-(④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥						
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00	00	00	00	

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の⑪欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の⑦欄の金額を超えることができます。

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
経営承継人
(経営承継相続人等・
経営相続承継受贈者)

第8の2表 (修正申告用) (平成26年10月分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額(株式等納税猶予税額)を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	円	円	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の㊩欄の金額)			
③ 特定価額(①-②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第1表の㊩欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の㊩欄)の金額の合計)	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額(第2表の㊪欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤-⑥)	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑤-⑥)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊫ 法定相続分に応ずる取得金額(㊦×㊩)	㊬ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	㊭ 法定相続分に応ずる取得金額(㊫×㊩)	㊮ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊫ 相続税の総額(㊬の合計額)	00	㊭ 相続税の総額(㊮の合計額)	00

(注) 1 ㊬欄の「修正申告書第1表の㊩欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の㊩欄の金額」となります。
2 ㊫及び㊭欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「㊫左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区 分	㊯ 修正前の課税額	㊰ 修正額	㊱ 修正する額(㊰-㊯)
① (経営承継人の修正申告書第1表の(㊫+㊭-㊮)の金額)	円	円	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の㊫×1の㊫/1の(㊫+㊭))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(㊫×20%)			
a (㊫+㊫-経営承継人の修正申告書第1表の㊫)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の㊫×1の㊫/1の(㊫+㊭))			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(㊫×20%)			
b (㊫+㊭-経営承継人の修正申告書第1表の㊫)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の㊩欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(㊩(又は㊩)+㊩-㊩)) (赤字の場合は0)			
⑦ (㊩+a-b-㊩)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ (a-b-㊩)の金額(赤字の場合は0)			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注3参照)			
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (㊫×イの株式等に係る価額/1の㊩)(100円未満切捨て)	00	00	00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (㊫×ロの株式等に係る価額/1の㊩)(100円未満切捨て)	00	00	00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (㊫×ハの株式等に係る価額/1の㊩)(100円未満切捨て)	00	00	00
㊰ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(注4参照)	00	00	00

(注) 1 ㊫欄の算式中の「修正申告書第1表の㊫」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第1表の㊫」の金額とします。
2 ㊫欄の㊫欄に記入する金額は、㊫欄の「a-b-㊫」の金額が㊫欄の㊫欄の金額を超える場合には、㊫欄の㊫欄の金額にとどめます(㊫及び㊫欄の㊫欄も同様です。)。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等(期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊫欄の㊫欄の金額は、㊫欄の㊫欄の金額を超えることができます。
3 ㊫欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、㊫欄の記入は行わず、㊫欄の金額を㊫欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の㊫欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の㊫欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ㊫欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、㊫欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の㊫欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません

※税務署整理欄 入力 確認

山林納税猶予税額の計算書

被相続人	
林業経営相続人	

第8の3表(修正申告用) (平成26年10月分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額(山林納税猶予税額)を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額	円	円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の㊩欄の金額)			
③ 特定価額(①-②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の相続人等の第1表の㊪欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の㊫欄)の金額の合計)	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額(第2表の㊬欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤-⑥)	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑤-⑥)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊯ 法定相続分に応ずる取得金額(㊦×㊫)	㊰ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	㊱ 法定相続分に応ずる取得金額(㊧×㊫)	㊲ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊯相続税の総額(㊲の合計額)	00	㊱相続税の総額(㊲の合計額)	00

(注) 1 ㊫欄の「修正申告書第1表の㊫欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の㊫欄の金額」となります。
 2 ㊫及び㊬欄は第2表の「㊫法定相続人」の「氏名」欄及び「㊫左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算

区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(㊫+㊬-㊭))の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㊫×1の㊮/1の(㊫+㊬))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-林業経営相続人の修正申告書第1表の㊮)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㊫×1の㊮/1の(㊫+㊬))			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-林業経営相続人の修正申告書第1表の㊮)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の㊯欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(㊯(又は㊰)+㊱-㊲)) (赤字の場合は0)			
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00

(注) 1 ㊮欄の算式中の「修正申告書第1表の㊮」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の㊮」の金額とします。
 2 ㊯欄の㊯欄に記入する金額は、㊯欄の「a-b-⑦」の金額が㊯欄の㊯欄の金額を超える場合には、㊯欄の㊯欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施策対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。)の評価額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊯欄の㊯欄の金額は㊯欄の㊯欄の金額を超えることができます。
 3 ㊯欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊯」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、㊯欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の㊯欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊯」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署整理欄	入力	確認		
----------	----	----	--	--

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

被相続人
医療法人持分相続人等

第8の4表(修正申告用)(平成26年10月分以降用)

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)又は医療法人の持分についての税額控除の特例(租税特別措置法第70条の7の9第1項)の適用を受ける人(以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。)が、相続税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額(医療法人持分納税猶予税額)又は税額控除額(医療法人持分税額控除額)を算出するために使用します。

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①). Rows include medical corporation shares, debts, and inheritance tax base.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の総額の計算 (取得金額, 基礎となる税額), 相続税の総額. Includes a summary row for the total inheritance tax.

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥」の金額となります。
2 ⑦及び⑧欄は、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①). Rows include medical corporation shares, calculation of tax deferral, and special provisions for medical corporations.

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額(②-①). Rows include medical corporation shares, calculation of tax deferral, and special provisions for medical corporations.

(注) 1 ⑤欄の算式中の「修正申告書第1表の③」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第1表の③」の金額となります。
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、⑤欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑧欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。
3 ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の意思((イ)又は(ロ))に応じ、(イ)のときには⑩欄の金額を、(ロ)のときには⑩欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のF欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の「医療法人持分納税猶予税額等」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8表の⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の「医療法人持分納税猶予税額等」又は「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	
相続人等	

第8の5表(修正申告用)
(平成26年10月分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人(以下この表において「相続人等」と表記しています。)(相続税の修正申告において、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。)

- ・ 農地等についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の6第1項)
- ・ 株式等についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- ・ 山林についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の6の4第1項)
- ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)又は医療法人の持分についての税額控除の特例(租税特別措置法第70条の7の9第1項)

1 調整前納税猶予税額等の明細
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額(以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。)(以下この表において「調整前納税猶予税額等」と表記しています。)(以下この表において「調整前納税猶予税額等」と表記しています。)

区 分	㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額(㉑-㉒)
① 調整前農地等納税猶予税額(相続人等の修正申告書第3表・第8表2の2の㉑の金額)	円 00	円 00	円 00
② 調整前株式等納税猶予税額(相続人等の修正申告書第8の2表の2の㉑の金額)	円 00	円 00	円 00
③ 調整前山林納税猶予税額(相続人等の修正申告書第8の3表の2の㉑の金額)	円 00	円 00	円 00
④ 調整前持分納税猶予税額等(相続人等の修正申告書第8の4表の2の㉑の金額)	円 00	円 00	円 00
⑤ 調整前納税猶予税額等(①+②+③+④)	円 00	円 00	円 00
⑥ 猶予可能税額等(相続人等の修正申告書第1表の(㉑-㉒)の金額)	円 00	円 00	円 00

(注) ⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合(「⑤>⑥」の場合)は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合(「⑤≤⑥」の場合)には、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整
この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額を超える場合(「⑤>⑥」の場合)において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
なお、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額以下の場合(「⑤≤⑥」の場合)は記入を要しません。

区 分	㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額(㉑-㉒)
㉑ 調整後の農地等納税猶予税額(⑥×①/⑤)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00
㉒ 調整後の株式等納税猶予税額(⑥×②/⑤)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00
㉓ 調整後の山林納税猶予税額(⑥×③/⑤)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00
㉔ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等(⑥×④/⑤)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00

3 納税猶予税額等
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

区 分	㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額(㉑-㉒)
① 農地等納税猶予税額 (①)の金額(2において調整の計算をした場合には②の金額)を転記します。)	円 00	円 00	円 00
② 株式等納税猶予税額 (②)の金額(2において調整の計算をした場合には③の金額)を転記します。)	円 00	円 00	円 00
③ 山林納税猶予税額 (③)の金額(2において調整の計算をした場合には④の金額)を転記します。)	円 00	円 00	円 00
④ 医療法人持分納税猶予税額等 (④)の金額(2において調整の計算をした場合には⑤の金額)を転記します。)	円 00	円 00	円 00
イ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑥)の金額を転記します。)	円 00	円 00
	医療法人持分税額控除額 (⑦)の金額を転記します。)	円 00	円 00
ロ 医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき 医療法人持分税額控除額 (⑦)の金額を転記します。)	円 00	円 00
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき 医療法人持分税額控除額 (⑦)の金額に基づき算出した第8の4表の付表のFの金額を転記します。)	円 00	円 00

(注) 1 ①、②、③及び④欄の各欄の「㉑修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「㉒修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ①、②、③又は④欄の金額は、相続人等の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」又は「医療法人持分納税猶予税額④」若しくは「医療法人持分税額控除額⑦」欄にそれぞれ転記します。
3 ⑤欄の「㉒修正申告額」欄は、④欄の「㉒修正申告額」欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様(イ)又は(ロ)に応じ、(イ)のときには④欄の「㉒修正申告額」欄の金額を、(ロ)のときには④欄の「㉒修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

税務署 平成〇〇年分贈与税の申告書 FD4724

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日提出

提出用

住所	〒 (電話 - -)	①
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。	
氏名		
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 職業	

〓

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇
申告書提出年月日	〇〇〇〇	財産	〇〇
災害等延長期間	〇〇〇〇	細目	〇〇
出願年月日	〇〇〇〇	コード	〇〇
死亡年月日	〇〇〇〇	別区分	〇〇

(単位は円)

第一表 平成26年分以降用 (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください。)

I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の種類					財産を取得した年月日	財産の価額	
		種別	冊数	枚数	数量	単価			
I	住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	〇	〇	〇	〇	〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇〇	
	〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	〇	〇	〇	〇	〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇〇	
	〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	〇	〇	〇	〇	〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇〇	
財産の価額の合計額 (課税価格)							①	〇〇〇〇〇〇〇	
配偶者控除額 (この欄に適用する場合は、〇〇〇〇〇〇〇〇円を、〇〇〇〇〇〇〇〇円を超えて初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けず、(額42,000円) 贈与を受けた日から起算して最初の贈与を受けた年度のうら前年までの期間にわたってその金額の半額を控除する。)							②	〇〇〇〇〇〇〇	
基礎控除額							③	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [1,000円未満切捨て]							④	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)							⑤	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)							⑥	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
医療法人持分税額控除額 (医療法人持分納税額予控除・税額控除額の計算書 (贈与税) の3の④の金額又は「医療法人持分納税額予控除・税額控除額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)							⑦	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
差引税額 (⑤-⑥-⑦)							⑧	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
相続時精算課税分 (「贈与税分」のみを申告する方は、①及び③の額の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、「第二表(第二表) 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算可範囲)」を併せて提出してください。)									
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算可範囲)」の⑧の金額の合計額)							⑨	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税後の計算可範囲)」の⑨の金額の合計額)							⑩	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑨)							⑪	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑤+⑩)) [100円未満切捨て]							⑫	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	農地等納税額予税額 (「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」の⑤の金額)							⑬	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	株式等納税額予税額 (「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)							⑭	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	医療法人持分納税額予税額 (「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税)」のAの金額又は「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税) (別表)」のAの金額)							⑮	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮)							⑯	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
この申告書が修正申告書である場合									
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑫)							⑰	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑯)							⑱	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通債目付印
税理者 ㊟

(表 5-10-1-1-A 4 統一) (平24.10)

平成〇〇年分贈与税の申告書

〒 (電話 - -)

住所

フリガナ

氏名

生年月日

〒 (電話 - -)

住所

フリガナ

氏名

生年月日

〒 (電話 - -)

住所

フリガナ

氏名

生年月日

〒 (電話 - -)

住所

フリガナ

氏名

生年月日

第一表 平成26年分以降用

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細					財産を取得した年月日
	種類	細目	取得日・場所等	数量	単価	財産の価額
住所 氏名 生年月日						平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所 氏名 生年月日						平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所 氏名 生年月日						平成〇〇年〇〇月〇〇日
財産の価額の合計額(課税価格)						①
配偶者控除額						②
基礎控除額						③
②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]						④
④に対する税額(申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)						⑤
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)						⑥
医療法人持分税額控除額						⑦
差引税額(⑤-⑥-⑦)						⑧
相続時精算課税分(「暦年課税」のみをされる方は、①及び②の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税」の申告をされる方は、「第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)						
特定贈与者ごとの課税価格の合計額						⑨
特定贈与者ごとの差引税額の合計額						⑩
課税価格の合計額(①+⑨)						⑪
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑧+⑩))[100円未満切捨て]						⑫
農地等納税額予税額						⑬
株式等納税額予税額						⑭
医療法人持分納税額予税額						⑮
申告期限までに納付すべき税額(⑫-⑬-⑭-⑮)						⑯
この申告書が修正申告書である場合						⑰
申告期限までに納付すべき税額の増加額						⑱

この用紙は控用です。申告には必ず控用を使ってください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

(表E-10-1-2-A4統一)(平24.10)

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名 (法人整理番号) ()

1 委託者

住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日
 明治1、大正2、昭和3、平成4

2 信託の明細

番号	信託の名称	所在地 (信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。)	贈与者の氏名、住所 (相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限り。)
1			
2			
3			

3 信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額	
					固定資産税評価額	倍数			
							円	円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額								③	

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) を記入します。
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算

④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥-②)	⑧ 控除する法人税等に相当する額 (②欄の金額)	⑨ 差引税額 (⑦-⑧)
円	円	円	円	円	円

(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額 (信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額) の合計額を記入します。
 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額 (②欄の金額) を記入します。
 3 ⑨欄の金額 (⑦-⑧) がマイナスとなる場合は「0」と記入します。
 4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑧欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑧欄に転記します。
 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

5 控除する法人税等に相当する額の計算

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑩ ⑩の価額に基づく法人税の額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑩-⑪-⑫)		円
	⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円		円
⑬ ⑬の価額に基づく事業税の額	⑭ ⑬の価額に基づく地方法人特別税の額	⑮ ⑬の金額に基づく地方法人税の額	⑯ ⑬の金額に基づく道府県民税の額	⑰ ⑬の金額に基づく市町村民税の額	⑱ 法人税等に相当する額 (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)
円	円	円	円	円	円

(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
 2 ⑭欄及び⑮欄は、それぞれ⑬欄及び⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 3 ⑯欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 4 ⑰欄は、⑬欄の法人税の額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」^(※)を記入します。
 ※ 平成26年10月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。
 5 ⑱欄及び⑲欄は、⑱欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
 6 ⑲欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、⑯から⑲までの各欄の金額の合計額に、⑩欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

第一表の付表一 (平成26年分以降用)

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額となる価額の計算					⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の額となる価額(②-③-④)		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	円
		⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ ⑥の金額に基づく地方法人税の額	⑩ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑪ ⑥の金額に基づく市町村民税の額
		円	円	円	円	円
		⑫ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)				
		円	円			
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑭×⑮÷⑫)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑯-⑰)	
	円	円	円	円	円	円

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6 ⑨欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」⁽⁹⁹⁾を記入します。

※ 平成26年10月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。

7 ⑩欄及び⑪欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

8 ⑫欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度である場合には、⑥から⑩までの各欄の金額の合計額に、⑥欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。

9 ⑬欄の金額(①-⑫)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

10 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。

11 ⑰欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

12 ⑱欄の金額(⑯-⑰)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

13 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑨」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑨」欄に転記します。
- 6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表二（平成26年分以降用）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		贈与者の氏名						
		人格のない社団又は財団の名称（法人整理番号）	()					
1 贈与により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	倍数		
1							円	円
2								
3								
4								
5								
↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①	②
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額							⑤	円
[①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切捨てます。)に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」を使って計算した金額]								
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算								
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(③の金額)	円	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	円	⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	円	⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)	円	
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑨)	円	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	円	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	円	⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額	円	
⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額(裏面参照)	円	⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	円	⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	円	⑰ 法人税等に相当する額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)(裏面参照)	円	
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算								
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③÷①-④)	円	⑲ 法人税等に相当する額(⑰の金額)	円	⑳ 限度額(⑱の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額)	円			
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算								
㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)	円	㉒ 外国税額控除額(②の金額)	円	㉓ 控除する法人税等に相当する額(⑲の金額)	円	㉔ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(㉑-㉒-㉓)	円	

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (4) 「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」^(※)を記入します。
 ※ 平成 26 年 10 月 1 日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用されます。同日前の贈与の場合には、この欄は記入しません。
 - (5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (6) 「⑰」欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、「⑩」から「⑯」までの各欄の金額の合計額に、「⑪」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。
 「⑳」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉑」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑧」欄に転記します。

提出用

平成26年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）



受贈者の氏名

第一表の二（平成26年分用）（第一表の一は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
		住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続柄	□□□□□□□□□□
氏名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		⑳ □□□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
		住宅取得等資金の金額
住所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続柄	□□□□□□□□□□
氏名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		㉑ □□□□□□□□□□
非課税限度額の計算	非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注2)	㉒ □□□□□□□□□□
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉓ □□□□□□□□□□
	非課税限度額の残額 (㉒-㉓)	㉔ □□□□□□□□□□
贈与者別の非課税の適用	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉕ □□□□□□□□□□
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉖ □□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉕+㉖) (㉕の金額を限度とします。)	㉗ □□□□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉕) (㉔に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉘ □□□□□□□□□□
	㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑-㉖) (㉑に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉙ □□□□□□□□□□

㉘又は㉙に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉕又は㉖の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。ただし、平成24年分又は25年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	確認	
----------	------	------------	----	----------	----	--

※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平26.10)

控
用

平成26年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 受 付 印

受贈者の氏名

控
用

第一表の二（平成26年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ		平成□□年□□月□□日
	氏名	続柄	□□□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
	住宅取得等資金の合計額		⑳ □□□□□□□□□□
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ		平成□□年□□月□□日
	氏名	続柄	□□□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
	住宅取得等資金の合計額		㉑ □□□□□□□□□□
非課税分	非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注2)		㉒ □□□□□□□□□□
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		㉓ □□□□□□□□□□
	非課税限度額の残額 (㉒-㉓)		㉔ □□□□□□□□□□
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額		㉕ □□□□□□□□□□
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額		㉖ □□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉕+㉖) (㉕の金額を限度とします。)		㉗ □□□□□□□□□□
	㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉕) (㉒に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		㉘ □□□□□□□□□□
㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉖) (㉓に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		㉙ □□□□□□□□□□	

㉘又は㉙に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉘又は㉙の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。ただし、平成24年分又は25年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

提出用

平成26年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)



受贈者の氏名

第一表の三 (平成26年分用) (第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) 第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

(単位は円)

住宅取得等資金の非課税区分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ	続柄	平成□□年□□月□□日
	氏名		□□□□□□□□□□
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
	住宅取得等資金の合計額	㉔	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の非課税区分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
	住所		住宅取得等資金の金額
	フリガナ	続柄	平成□□年□□月□□日
	氏名		□□□□□□□□□□
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成□□年□□月□□日
	住宅取得等資金の合計額	㉕	□□□□□□□□□□
非課税限度額の計算	非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	㉖	□□□□□□□□□□
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	□□□□□□□□□□
	非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	□□□□□□□□□□
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉙	□□□□□□□□□□
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	□□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉙+㉚) (㉙の金額を限度とします。)	㉛	□□□□□□□□□□
	㉛のうち課税価格に算入される金額 (㉛-㉛) (㉛に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉜	□□□□□□□□□□
㉛のうち課税価格に算入される金額 (㉛-㉜) (㉜に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	㉝	□□□□□□□□□□	

㉖又は㉗に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉙又は㉚の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	-	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。)であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入します。

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□□□	確認	
----------	------	------------	----	------------	----	--

※印欄には記入しないでください。 (資5-10-1-5-A4統一) (平26.10)

控
用

平成26年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

税 受 付 印

受贈者の氏名



第一表の三 (平成26年分用) ○この用紙は「控用」です。申告には必ず「提出用」を使用してください。

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

				(単位は円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日	
住所				住宅取得等資金の金額	
フリガナ	続柄			平成	□□年□□月□□日
氏名					□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			平成	□□年□□月□□日
					□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額				③8	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日	
住所				住宅取得等資金の金額	
フリガナ	続柄			平成	□□年□□月□□日
氏名					□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			平成	□□年□□月□□日
					□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額				③9	□□□□□□□□
非課税の計算	非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	④0	□□□□□□□□		
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	④1	□□□□□□□□		
	非課税限度額の残額 (④0-④1)	④2	□□□□□□□□		
	③8のうち非課税の適用を受ける金額	④3	□□□□□□□□		
	③9のうち非課税の適用を受ける金額	④4	□□□□□□□□		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④3+④4) (④3の金額を限度とします。)	④5	□□□□□□□□		
	③8のうち課税価格に算入される金額 (③8-④3) (③8に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④6	□□□□□□□□		
③9のうち課税価格に算入される金額 (③9-④4) (③9に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④7	□□□□□□□□			

④6又は④7に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④6又は④7の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。)であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」と記入します。

平成□□年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4733

税 受 付 印

受贈者の氏名

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位は円)

種類	細目	期限分・期間等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					所在場所等	固定資産税評価額
住所					円	平成□□年□□月□□日
フリガナ					円	平成□□年□□月□□日
氏名					円	平成□□年□□月□□日
続柄					円	平成□□年□□月□□日
生年月日					円	平成□□年□□月□□日
財産の価額の合計額 (課税価格)					19	□□□□□□□□□□
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)				20	□□□□□□□□□□
	特別控除額の残額 (2,500万円-⑳)				21	□□□□□□□□□□
	特別控除額 (㉑の金額と㉒の金額のいずれか低い金額)				22	□□□□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉑-㉒)				23	□□□□□□□□□□
税額の計算	㉒の控除後の課税価格 (㉑-㉒) 【1,000円未満切捨て】				24	□□□□□□□□□□
	㉒に対する税額 (㉒×20%)				25	□□□□□□□□□□
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)				26	□□□□□□□□□□
	差引税額 (㉑-㉒)				27	□□□□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (『相続時精算課税選択届出書』に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)			
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				

第二表 (平成26年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

Ⓢ (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

Ⓢ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	届出番号	□□□□□□□□ - □□□□□□□□
	財産細目コード	□□□□□□□□	確認			

※印欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A.4統一) (平26.10)

平成□□年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

税務署 受付印

受贈者の氏名



控
用

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位は円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・続柄等	数量	単価	財産の価額
住所					円	平成□□年□□月□□日
フリガナ					円	平成□□年□□月□□日
氏名					円	平成□□年□□月□□日
続柄					円	平成□□年□□月□□日
生年月日					円	平成□□年□□月□□日
↑ 明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]					円	平成□□年□□月□□日
財産の価額の合計額 (課税価格)					19	□□□□□□□□□□
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)				20	□□□□□□□□□□
	特別控除額の残額 (2,500万円-20)				21	□□□□□□□□□□
	特別控除額 (20の金額と21の金額のいずれか低い金額)				22	□□□□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-22-23)				23	□□□□□□□□□□
税額の計算	22の控除後の課税価格 (22-23) 【1,000円未満切捨て】				24	□□□□□□□□□□
	24に対する税額 (24×20%)				25	□□□□□□□□□□
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)				26	□□□□□□□□□□
	差引税額 (25-26)				27	□□□□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)			
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				
	署	平成 年分				

第二表 (平成26年分以降用) ○この用紙は「控用」です。申告には必ず「提出用」を使ってください。

↑ (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。